

原子力発第22095号
令和 4年 6月 9日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり伊方発電所原子炉施設における保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和51年10月5日付51安(原規)第97号で認可を受け、昭和52年9月30日付52安(原規)第284号、昭和53年11月28日付53安(原規)第350号、昭和54年6月22日付54資庁第8354号、昭和54年8月7日付54資庁第10466号、昭和56年6月8日付56資庁第6243号、昭和56年8月20日付56資庁第10448号、昭和57年2月26日付57資庁第2530号、昭和57年3月18日付57資庁第4107号、昭和57年7月31日付57資庁第10881号、昭和58年7月20日付58資庁第10709号、昭和59年2月29日付59資庁第1457号、昭和60年3月25日付60資庁第2957号、昭和60年7月25日付60資庁第8721号、昭和61年5月17日付61資庁第6686号、平成元年3月31日付元資庁第3505号、平成元年12月26日付元資庁第15283号、平成2年3月23日付2資庁第1878号、平成4年1月16日付3資庁第11737号、平成5年7月27日付5資庁第8295号、平成5年12月22日付5資庁第13462号、平成6年4月19日付6資庁第2571号、平成6年11月28日付6資庁第13361号、平成8年2月20日付7資庁第15247号、平成8年5月21日付8資庁第4967号、平成8年10月11日付8資庁第9986号、平成9年7月23日付平成09・06・30資第11号、平成12年5月24日付平成12・05・11資第1号、平成13年1月5日付平成12・09・20資第4号、平成13年2月23日付平成13・02・16原第4号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第

10号,平成13年9月17日付平成13・08・24原第3号,平成13年10月29日付平成13・10・15原第3号,平成14年4月10日付平成14・04・03原第5号,平成14年6月5日付平成14・05・23原第7号,平成14年10月22日付平成14・09・30原第13号,平成15年2月21日付平成15・01・29原第2号,平成15年12月18日付平成15・11・17原第20号,平成16年5月10日付平成15・12・19原第33号,平成16年8月10日付平成16・07・09原第22号,平成17年2月18日付平成17・01・17原第12号,平成17年9月28日付平成17・09・14原第2号,平成18年2月22日付平成18・01・19原第9号,平成19年2月16日付平成19・01・29原第11号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第37号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第16号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第18号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第8号,平成21年3月2日付平成21・02・09原第33号,平成21年4月20日付平成21・03・26原第2号,平成21年9月15日付平成21・09・09原第11号,平成22年2月8日付平成22・01・18原第3号,平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号,平成23年5月6日付平成23・04・08原第30号,平成23年5月11日付平成23・04・25原第7号,平成24年3月15日付平成23・03・11原第6号,平成24年9月6日付20120820原第24号,平成25年6月25日付原管P発第1306251号,平成27年2月2日付原規規発第1502021号,平成28年3月24日付原規規発第16032417号,平成28年4月19日付原規規発第1604191号,平成28年8月1日付原規規発第1608014号,平成29年2月10日付原規規発第17021011号,平成29年6月28日付原規規発第1706283号,平成29年11月27日付原規規発第1711275号,平成30年5月21日付原規規発第1805218号,平成30年12月17日付原規規発第1812178号,平成31年2月13日付原規規発第1902133号,令和元年6月4日付原規規発第1906047号,令和元年7月5日付原規規発第1907056号,令和2年3月31日付原規規発第2003313号,令和2年9月17日付原規規発第2009177号,令和2年10月7日付原規規発第2010076号,令和2年11月4日付原規規発第20110410号,令和3年1月14日付原規規発第2101141号,令和3年4月28日付原規規発第21042813号,令和3年10月5日付原規規発第2110057号,令和4年6月1日付原規規発第2206017号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述を,別添の伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし,下線は含まない。)

2. 変更の理由

- (1) 伊方発電所1号炉および2号炉廃止措置計画変更認可申請書の内容の反映に伴う変更

令和4年2月15日に1号炉および2号炉廃止措置計画変更認可申請書(以下「廃止措置計画変更認可申請書」という)を申請したことから,廃止措置計画変更認可申請書の内容を反映するため,関連する条文の変更を行う。

(2) 伊方発電所1号炉および2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

1号炉のすべての使用済燃料は輸送が完了し、1号炉の使用済燃料ピットに使用済燃料を保管することはないことから、貯蔵可能な使用済燃料ピットの対象の見直しを行う。また、1号炉および2号炉の廃止措置の進捗に伴い、設備の管理、運用状況に合わせ運転員の区分に関わらず配員できるように、1、2号炉の運転員においては、1、2号炉の当直長を除いた運転員を統一した区分に変更する。

このため、関連する条文の変更を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子炉規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) この規定施行の際、第100条、第299条、第300条および第302条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ、1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

本資料のうち、枠囲みの範囲は
機密に係る事項ですので公開す
ることはできません。

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前

(放射性液体廃棄物の管理)

第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
 - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表100-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.8×10^{10} Bq/年

表100-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年

表100-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

変更後

(放射性液体廃棄物の管理)

第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
 - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表100-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.7×10^{10} Bq/年

表100-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年

表100-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

備考

伊方発電所1号炉
および2号炉発電用
原子炉施設の廃止措
置計画変更に伴う変
更(以下「廃止措置計
画変更に伴う変更」
という。)

廃止措置計画変更に
伴う変更

変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容												
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内部)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射線業務 管理設備に 関わる者	左記以外の 技術系所属	事務系所属	対象者と教育時間 表2	
入所時に 実施する 教育 ※1	保安法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法 設備概要、 主要系統の機能 性能に関する こと	原子炉等規制法に關連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること 原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統主要系統の構造、性能に関すること 非常時の場合に対するべき処置の概要	入所時(原子炉 充電前新規配 属時)	副当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射線業務 管理設備に 関わる者	左記以外の 技術系所属	事務系所属	対象者と教育時間 表2	
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	法、令、労働安全衛生規則および 関係放射線防護規程の関係条項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の点検の方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による職業当量率および 空気中の放射性物質の濃度の測定の方法 放射線防護が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響 放射性物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業 の方法・順序 異常事態が発生した場合における応急措置の方法 総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること 監査管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常時対応(現場監視対応)※3 異常時対応(中央制御室対応)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 シミュレーション訓練(直直連運用訓練) シミュレーション訓練(起動停止・異常時、 制御室監視対応)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 異常時対応(特種監視対応)※3 異常時対応(指図、状況判別)※3 異常時対応(特種監視対応)※3									対象者と教育時間は、表130-2参照
その他の 復旧教育	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	非常の場合に対するべき処置に関する こと 保安法令および保安 規定の遵守に関する こと 原子炉施設保安規定 に関すること 運転管理 運転訓練 施設管理	1回/10年毎 以上							対象者と教育時間は、表130-3参照	
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1								対象者と教育時間は、表130-3参照	
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1								対象者と教育時間は、表130-3参照	
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1								対象者と教育時間は、表130-3参照	

※1:各課長が、所長に別添承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していることと認められた者については、該当する教育から除外することができ、
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災
内部溢水および火山影響発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、地震
内部溢水および火山影響発生時、その他自然災害発生時ならびに有為ガス発生時の措置に関す
ることを含む、その実施時間は1回/年以上とする。
※4:7.アクションマネジメント対応については、支援組織員を対象とする。

変更前

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2						電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主任 副主任	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所属	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状、 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の保管の方法および順序							
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法							
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法							
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法							
原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の保管の保全の作業							
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視							
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去							
原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置							

※1:各課長が、所長により別途承認された範囲に限り、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者ごとの時点から課せらる。

◎:全員が教育の対象者
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ():合計の教育時間

変更後

備考

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2						電離放射線障害防止規則の分類
		3号炉の当直長 1,2号炉の当直長 3号炉の副当直長	3号炉の主任 3号炉の班長	3号炉の運転員 1,2号炉の運転員	放射線業務 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系要員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射線物質の濃度の監視の方法							
放射線管理に関する事項 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法							
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置							
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ・放射線管理に関する事項 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体にも与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関する事項 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業							
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射線物質の濃度の監視							
放射線管理に関する事項 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去							
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ・放射線管理に関する事項 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い							原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置							

◎: 全員が教育の対象者
○: 業務に関連する者が教育の対象
(): 合計の教育時間

※1: 各章が、所長(特別命命承認された者)を除き、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者ごとの時点から課せられる。

変更前

表130-3 保安教育実施方針(運転員等)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1			燃料取扱の業務に携わる者	実施頻度および時間	
	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	運転員(1号車, 2号車および9号車)	運転員			
関係法令および保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定	原子炉物理・臨界管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	
		運転管理 I	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	
			原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
運転管理	運転管理 I	異常時対応※3 (現場機器対応)	異常時操作の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応(監視操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則の運用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の留意事項の基準と管理方法	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の制限の具体的な数値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡視点検・定期的検査 II	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉施設の運転に関する事	運転管理 II	異常時対応※3 (中央制御室内対応)	異常時操作の対応(監視操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	
			制御および制限を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応(制御・監視命令)	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			シミュレーション訓練 I	運転操作の際の運転手順	◎	◎	◎	◎	◎
運転訓練	運転訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	
			起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
			施設管理計画に關すること I	燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
			施設管理計画に關すること II	燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
			放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料管理	燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
			放射性廃棄物管理	放射性廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
			燃料管理	燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎

◎: 全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×: 教育の対象外

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一週間の教育の時間であり、上者はこの教育時間の中に含まれている(上述の者の細目の時間を累積した時間ではない)。
 ・各科目の内容が総括に携わっていることから、毎年度の時間の区別は行わない。
 ※3: 重大事故等および大規模復旧発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事。
 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時に有難ガス発生時の措置に関する事を含む。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更後

表1-30-3 保安教育実施方針(運転員等)

中分類	小分類(項目)	保安教育の内容		具体的教育内容	運転員(1号車、2号車および3号車) ※1				実施年度および期間		
		細目	項目		3号車の当直長 1,2号車の副直長 3号車の副直長	3号車の主任 3号車の主任	3号車の運転員 1,2号車の運転員	放射線廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		燃料設備の 業務に関わる者	
関係法令および保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	原子炉管理・運転管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で30時間以上 ※2 ※4(下記 ※4と同枠内) <放射線廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上 ※2 ※4(下記 ※4と同枠内) <燃料廃棄業務に関わる者> 3年間で3時間以上 ※2 ※4(下記 ※4と同枠内) 3年間で8時間以上 ※2 ※4(下記 ※4と同枠内)	
			運転管理 I	運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			巡視点検・定期的検査 I	巡視点検の範囲と確認項目 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			異常時対応 ※3 (放射線検出器対応)	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			異常時対応 ※3 (特重施設対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作) 異常時操作の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			運転管理 II	運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の概要(異常時)と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			巡視点検・定期的検査 II	巡視点検時の確認項目の根拠 定期的に実施するサーベイランスの操作と監視値	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			異常時対応 ※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作(中央制御室) 異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			運転管理 III	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置 制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			異常時対応 ※3 (指揮、状況判断)	異常時操作の監視項目 警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			シミュレーション訓練 I	運転操作の訓練	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			シミュレーション訓練 II	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			シミュレーション訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時の対応・叫喚・増援命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			施設管理計画に關すること I	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			施設管理計画に關すること II	定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		◎
核燃料物質および核燃料設備の汚染された物の取扱いに關すること	放射線廃棄物管理	放射線廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で30時間以上 ※2 ※4(上記 ※4と同枠内) <放射線廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上 ※2 ※4(上記 ※4と同枠内) <燃料廃棄業務に関わる者> 3年間で3時間以上 ※2 ※4(上記 ※4と同枠内) 3年間で8時間以上 ※2 ※4(上記 ※4と同枠内)		
		燃料の検査・取替・運転および貯蔵に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

◎: 全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×: 教育の対象外

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2: 記載するに当たっては、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職に応じた理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
 ・この〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間を累積した時間であり、(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
 上表はこの教育時間の中含まれている(上述の表の時間の区別は行わない)。
 ・各細目の内容が密接に関連していることから細目毎の区別は行わない。
 ※3: 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に關すること。
 火災、内部漏洩および火山影響等発生時、その他自然災害発生時に及び有毒ガス発生時の措置に關することを含む。

備考

廃止措置計画の進捗に伴う変更

変更前	変更後	備考												
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="640 1576 829 2769"> <thead> <tr> <th>1号炉および2号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉, 3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉, 3号炉※1	2号炉	2号炉, 3号炉※1	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="640 341 829 1534"> <thead> <tr> <th>1号炉および2号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉※1	2号炉	2号炉, 3号炉※1	<p>廃止措置計画の進捗に伴う変更</p>
1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット													
1号炉	1号炉, 3号炉※1													
2号炉	2号炉, 3号炉※1													
1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット													
1号炉	3号炉※1													
2号炉	2号炉, 3号炉※1													

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が人力にてドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p>	<p>廃止措置計画変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>備考</p> <p>本頁変更なし</p>

変更前

(放射性液体廃棄物の管理)
 第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。
 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
 (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
 3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.8×10^{10} Bq/年

表300-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年

表300-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

変更後

(放射性液体廃棄物の管理)
 第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。
 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
 (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
 3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.7×10^{10} Bq/年

表300-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	5.6×10^{13} Bq/年

表300-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

備考

廃止措置計画変更に伴う変更（以下、本頁において同じ）

変更前

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

変更後

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

廃止措置計画変更に伴う変更

備考

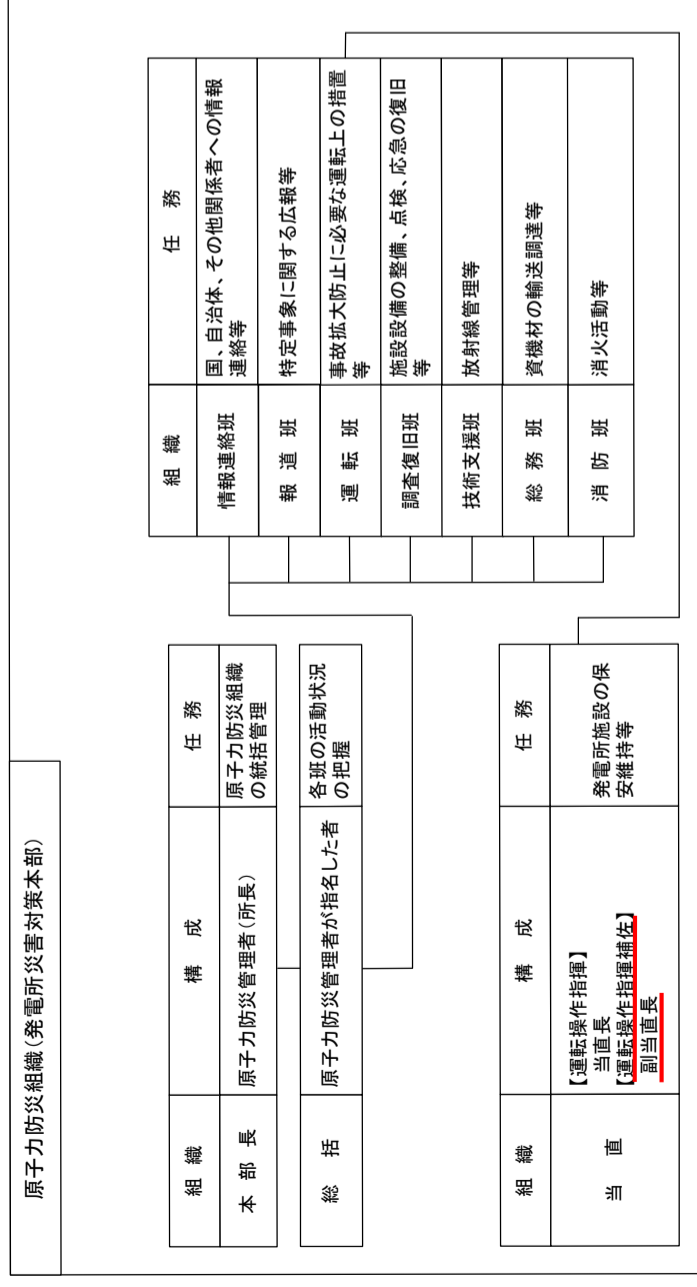
変更前

(原子力防災組織)

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

図320



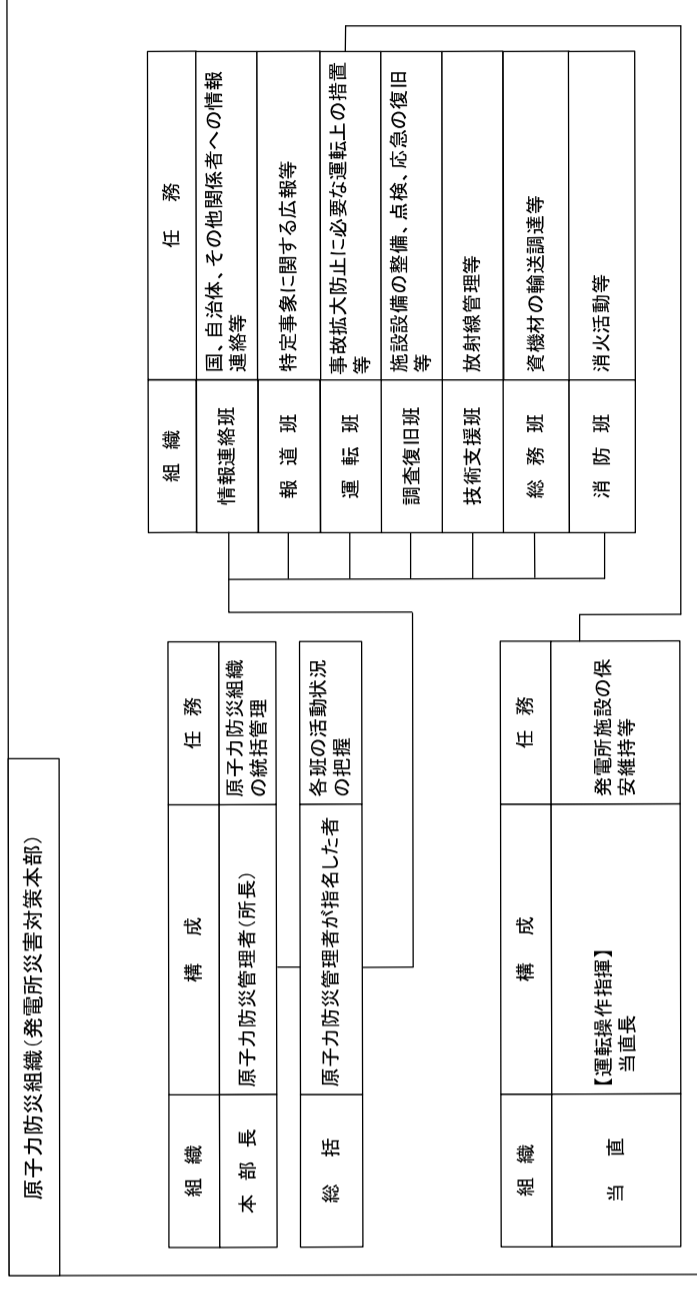
変更後

(原子力防災組織)

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

図320



廃止措置計画の進捗に伴う変更

備考

変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>本頁変更なし</p>

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	保安教育の内容				実施時期	対象者と教育時間 ※2					
	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所属員
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に關する法令の概要,ならびに關係法令 および保安規定の遵守に關すること	入所時(原子力 発電所新規規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
	原子炉施設の構造, 性能に關すること	設備概要, 主要系統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉施設の構造, 性能に關すること	原子炉施設の廃止措置に關すること	原子炉施設の廃止措置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			非常の場合に講ずべき処置に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	関係法令および保安規定の遵守に關すること	原子炉施設の構造,性能に關すること	法,令,労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の關係事項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			原子炉,放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に關すること	放射線管理に關すること	原子炉,放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			管理区域への立ち入りおよび退去の手順	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によつて 汚染された物の取扱いに關すること	核燃料物質および核燃料物質によつて 汚染された物の取扱いに關すること	外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		電離放射線が主体の細胞,組織,器官 および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
非常の場合に講ずべき処置に關すること	非常の場合に講ずべき処置に關すること	核燃料物質または使用済燃料またはこれらによつて汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬,貯蔵,廃棄の作業 の方法・順序	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
関係法令および保安 規定の遵守に關すること	原子炉施設保安規定 に關すること	総則,品質マネジメントシステム,保安管理体制,保安教 育,記録および報告に關すること,ならびに關係法令および 保安規定の遵守に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		施設運用上の基準に關すること,通則に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
原子炉施設の廃止措 置の運用に關すること	廃止措置管理	定期的に実施するサーベイランスの操作に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		異常時対応(現場機器対応)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線管理に關する こと	放射線管理	異常時対応(中央制御室内対応)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		異常時対応(指揮,状況判断)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
放射線管理に關する こと	放射線管理	施設管理計画に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		放射線測定器の取扱い	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
核燃料物質および 核燃料物質によつて 汚染された物の取 扱いに關すること	放射線管理	管理区域への出入り管理等,区域管理に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		線量限度等,被ばく管理に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
核燃料物質および 核燃料物質によつて 汚染された物の取 扱いに關すること	放射線管理	外部放射線に係る線量当量率等の測定に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
非常の場合に講ずべき処置に關すること	放射線管理	協力会社の放射線防護に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
非常の場合に講ずべき処置に關すること	放射線管理	燃料管理における臨界管理	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		燃料の運搬および貯蔵に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
非常の場合に講ずべき処置に關すること	放射線管理	緊急事態応急対策等,原子力防災対策活動に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		重大事故等および大規模損壊発生時に關する原子炉施設 の保全のための活動に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
非常の場合に講ずべき処置に關すること	放射線管理	火災,内部溢水および火山影響等発生時の措置に 關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
		緊急事態応急対策等,原子力防災対策活動に關すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	

対象者と教育時間は,表330-2参照

対象者と実施時期,教育時間について,表330-3参照

対象者と実施時期,教育時間については,表330-3参照

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×:教育の対象外
():合計の教育時間

変更後

備考

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				対象者と教育時間 ※2				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員(1号炉, 2号炉および3号炉) 1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要, ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		設備概要, 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却却系統等主要系統の機能・性能に関すること 原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関するこ と	原子炉施設の構造, 性能に関すること	非常時の場合に講ずべき処置に関すること 法, 令, 労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること 原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響	管理区域内に おいて核燃料 物質, 使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		放射線管理に関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること 核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること 非常の場合に講ずべき処置に関すること 総則, 品質マネジメントシステム, 保安管理体制, 保安教 育, 記録および報告に関すること, ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること 施設運用上の基準に関すること, 通則に 関すること 巡視に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮, 状況判断) 施設管理計画に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設の廃止措 置の運用に関するこ と	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等, 区域管理に 関すること 線量限度等, 被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること 燃料管理における境界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること	1回/10年毎 以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		非常の場合に講ずべき処置に関すること	緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関すること 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災, 内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認められた者については, 該当する教育について省略することができる。
※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○: 業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)
×: 教育の対象外
(): 合計の教育時間

対象者と教育時間は, 表330-2参照

対象者と実施時期, 教育時間に
ついては, 表330-3参照

廃止措置計画の進捗
に伴う変更

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類
		運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)			燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所属員	事務系所属員		
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去								
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ():合計の教育時間

変更後

備考

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)		燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所属員	事務系所属員	
		1. 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	運転員 1. 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること						
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序						
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法						
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法						
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順						
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業						
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業						
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去						
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い						
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置						

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

():合計の教育時間

廃止措置計画の進捗に伴う変更

表330-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容		対象者 ※1				燃料取扱の業務に関わる者	実施頻度および時間				
中分類	小分類(項目)	細目	具体的教育内容	当直長 副当直長	主任 班長			運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
関係法令および 保安規定の遵守 に関する事	原子炉施設保安規定	廃止措置管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録 廃止措置管理の通則についての概要 廃止措置管理の通則の適用と根拠 施設運用上の基準の概要 施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置 施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎			
				巡視・定期的検査	巡視の範囲	◎	◎	◎	◎	◎	
					巡視の確認項目とその根拠 定期的実施するサーベイランスの内容と頻度 定期的実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	
				異常時対応	各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作) 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	
						警報発生時の監視項目(指揮、状況判断)	◎	◎	◎	◎	
						定期事業者検査時の検査項目概要 定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	
				施設管理	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎	◎
						燃料の臨界管理に関する事 燃料の運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者

(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

表330-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容		対象者 ※1				燃料取扱の業務に関わる者	放射線廃棄物処理設備の業務に関わる者	実施頻度および時間
中分類	小分類(項目)	細目	1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	運転員(1号炉, 2号炉および3号炉) 1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員	燃料取扱の業務に関わる者			
関係法令および保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	総則,品質マネジメントシステム,保安管理体制,保安教育,記録および報告に関する規則の概要,ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	
原子炉施設の廃止措置の運用に関する事	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	◎: 運転員 > 3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2
			施設運用上の基準の概要	◎	◎	×	×	
			施設運用上の基準の値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	×	×	
			施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	×	×	
			巡視の範囲	◎	◎	×	×	
	異常時対応	異常時対応	異常時対応	巡視・定期的検査	◎	◎	×	×
				定期的実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	×	×
				定期的実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	×	×
				各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	×	×
				警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	×	×
施設管理	施設管理	施設管理	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	
			警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	×	×	
			警報発生時の監視項目(指揮,状況判断)	◎	◎	×	×	
			定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	×	×	
			定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	×	×	
			燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	燃料管理	燃料管理	燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	×	×	
			燃料の運搬および貯蔵に関する事	◎	◎	×	×	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。

・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、

上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。

・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×: 教育の対象外

廃止措置計画の進捗に伴う変更

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日)</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2 この規定施行の際、第100条、第299条、第300条および第302条については、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ、1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>附則の追加</p>

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

1. 伊方発電所1号炉および2号炉廃止措置計画変更認可申請書の内容の反映に伴う変更

令和4年2月15日に1号炉および2号炉廃止措置計画変更認可申請書を申請したことから、廃止措置計画変更認可申請書の内容を反映するため、関連する条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第100条（放射性液体廃棄物の管理）
- ・第299条（放射線固体廃棄物の管理）
- ・第300条（放射性液体廃棄物の管理）
- ・第302条（放出管理用計測器の管理）

2. 伊方発電所1号炉および2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

1号炉のすべての使用済燃料は輸送が完了し、1号炉の使用済燃料ピットに使用済燃料を保管することはないことから、貯蔵可能な使用済燃料ピットの対象の見直しを行う。また、1号炉および2号炉の廃止措置の進捗に伴い、設備の管理、運用状況に合わせ運転員の区分に関わらず配員できるように、1、2号炉の運転員においては、1、2号炉の当直長を除いた運転員を統一した区分に変更する。

このため、関連する条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第130条（所員への保安教育）
- ・第297条（使用済燃料の貯蔵）
- ・第320条（原子力防災組織）
- ・第330条（所員への保安教育）

以 上